



理 由 書

長期未着手の都市計画土地区画整理事業について、社会経済情勢や土地利用の状況等から、必要性や実現性等を鑑み、都市計画の変更を行う。

駅南土地区画整理事業は、昭和 34 年に JR 姫路駅南周辺について、駅前広場を整備し、貨客の利用を図るとともに市街地の整備を図るため、都市計画決定されたものである。

計画決定以降、計画区域約 68.8ha のうち約 59.5ha の区域については完了しており、都市計画道路、公園などの都市基盤施設が整備されたことにより、JR 姫路駅南部の市街地発展に寄与した。

現在、計画区域の西部約 7.4ha では、事業が行われており都市基盤施設の整備が進められている。

残りの約 1.9ha については、土地区画整理事業が 50 年以上の長期にわたり未施行の状態となっている。未施行区域には、運河公園が含まれるが当該公園は既に一定の連続した親水空間が整備されており、さらに周辺には他に公園が整備されている。また、それ以外の未施行区域は他事業により整備されている状況である。

これらのことから、未施行区域約 1.9ha について事業実施の必要性が低いため、土地区画整理事業を廃止し、区域及び面積を変更するものである。